

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年5月21日

【会社名】 岡本硝子株式会社

【英訳名】 OKAMOTO GLASS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 岡本 毅

【本店の所在の場所】 千葉県柏市十余二380番地

【電話番号】 04(7137)3111

【事務連絡者氏名】 財務経理部長 風間 卓

【最寄りの連絡場所】 千葉県柏市十余二380番地

【電話番号】 04(7137)3111

【事務連絡者氏名】 財務経理部長 風間 卓

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)及び新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 (第11回新株予約権)
その他の者に対する割当 5,472,000円
発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 1,785,672,000円
(注) 行使価額が修正又は調整された場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少する。
また、新株予約権の行使期間内に全部又は一部の行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は減少する。

(第12回新株予約権)
その他の者に対する割当 116,000円
発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 257,316,000円
(注) 行使価額が調整された場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少する。
また、新株予約権の行使期間内に全部又は一部の行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は減少する。

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年5月15日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、新株予約権の募集条件、その他新株予約権発行に関し必要な事項が2026年5月21日に決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権証券(第11回新株予約権)

- (1) 募集の条件
- (2) 新株予約権の内容等

2 新規発行新株予約権証券(第12回新株予約権)

- (1) 募集の条件
- (2) 新株予約権の内容等

3 新規発行による手取金の使途

- (1) 新規発行による手取金の額
- (2) 手取金の使途

第3 第三者割当の場合の特記事項

3 発行条件に関する事項

- (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券(第11回新株予約権)】

(1) 【募集の条件】

<訂正前>

発行数	18,000個
発行価額の総額	金4,158,000円 (本有価証券届出書提出日現在における見込額であり、発行価格に18,000を乗じた金額とする。)
発行価格	本新株予約権 1 個当たり金231円とするが、当該時点における株価変動等諸般の事情を考慮の上で本新株予約権に係る最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める2026年5月21日から2026年5月25日までの間のいずれかの日(以下「条件決定日」という。)において、別記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」に記載する方法と同様の方法で算定された結果が231円を上回る場合には、かかる算定結果に基づき決定される金額とする。
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1 個
申込期間	2026年6月5日から2026年6月9日までの間のいずれかの日とする。但し、条件決定日の15日後の日とし、当日が休業日の場合はその翌営業日とする。
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	岡本硝子株式会社 財務経理部 千葉県柏市十倉二380番地
払込期日	2026年6月5日から2026年6月9日までの間のいずれかの日とする。但し、条件決定日の15日後の日とし、当日が休業日の場合はその翌営業日とする。
割当日	2026年6月5日から2026年6月9日までの間のいずれかの日とする。但し、条件決定日の15日後の日とし、当日が休業日の場合はその翌営業日とする。
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 亀戸支店 東京都江東区亀戸一丁目39番10号

(注) 1 本有価証券届出書による当社の新規発行新株予約権(当社発行の第11回新株予約権であり、以下「第11回新株予約権」という。)に係る募集については、2026年5月15日(以下「発行決議日」という。)開催の当社取締役会においてその発行を決議している。なお、第11回新株予約権及び第11回新株予約権と同日に発行される、後記「2 新規発行新株予約権証券(第12回新株予約権)」に記載される当社第12回新株予約権(以下「第12回新株予約権」という。)を、以下、個別に又は総称して「本新株予約権」という。

(後略)

<訂正後>

発行数	18,000個
発行価額の総額	金5,472,000円
発行価格	金304円
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	2026年6月5日
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	岡本硝子株式会社 財務経理部 千葉県柏市十余二380番地
払込期日	2026年6月5日
割当日	2026年6月5日
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 亀戸支店 東京都江東区亀戸一丁目39番10号

(注) 1 本有価証券届出書による当社の新規発行新株予約権(当社発行の第11回新株予約権であり、以下「第11回新株予約権」という。)に係る募集については、2026年5月15日(以下「発行決議日」という。)開催の当社取締役会及び2026年5月21日(以下「条件決定日」という。)開催の当社取締役会においてその発行及び発行条件等を決議している。なお、第11回新株予約権及び第11回新株予約権と同日に発行される、後記「2 新規発行新株予約権証券(第12回新株予約権)」に記載される当社第12回新株予約権(以下「第12回新株予約権」という。)を、以下、個別に又は総称して「本新株予約権」という。

(後略)

(2) 【新株予約権の内容等】

<訂正前>

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 第11回新株予約権の目的となる株式の総数は1,800,000株、交付株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。以下同じ。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項に定義する。以下同じ。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、交付株式数は、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、第11回新株予約権の行使による資金調達額は増加又は減少する。 2 第11回新株予約権の行使価額の修正基準：第11回新株予約権の行使価額は、割当日の2取引日後の日以降、第11回新株予約権の各行使請求の通知が行われた日(以下「修正日」という。)の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値とし、以下「東証終値」という。)の91%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた金額(以下「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される(修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。) 3 行使価額の修正頻度：行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。 4 行使価額の上限：なし 行使価額の下限：第11回新株予約権の行使価額の下限(以下「下限行使価額」という。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(1)号乃至第(5)号による調整を受ける。)は、条件決定日の直前取引日の東証終値(以下「条件決定基準株価」という。)が779円以上である場合、468円とし、条件決定基準株価が779円を下回る場合、条件決定基準株価の60%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額とする。但し、かかる算出の結果、下限行使価額が、条件決定基準株価の50%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額又は390円のいずれか高い方の金額を下回る場合には、下限行使価額は当該いずれか高い方の金額とする。 5 交付株式数の上限：第11回新株予約権の目的となる株式の総数は1,800,000株(2026年3月31日現在の発行済株式数に対する割合は6.18%)、交付株式数は100株で確定している。 6 第11回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて第11回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)：846,558,000円(但し、この金額は、本欄第4項に従って決定される下限行使価額について468円を基準として計算した金額であり、実際の金額は条件決定日に確定する。また、第11回新株予約権の全部又は一部は行使されない可能性がある。)
---------------------------------	---

(中略)

<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 第11回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 第11回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、第11回新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「1 新規発行新株予約権証券(第11回新株予約権)」において「行使価額」という。)に交付株式数を乗じた金額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。 2 行使価額は、当初、条件決定基準株価又は下限行使価額のいずれか高い方の金額とする。但し、行使価額は、本欄第3項又は第4項に従い、修正又は調整されることがある。 3 行使価額の修正 <ol style="list-style-type: none"> (1) 割当日の2取引日後の日以降、第11回新株予約権の各修正日の直前取引日の東証終値の91%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた金額(修正日価額)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額(修正後行使価額)に修正される。 但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が下限行使価額を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。 (2) 前号により行使価額が修正される場合には、当社は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(2)号に定める払込みの際に、第11回新株予約権者に対し、修正後行使価額を通知する。
-----------------------	--

(中略)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金1,406,358,000円(本有価証券届出書提出日現在における見込額である。) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、上記金額は増加又は減少する。また、第11回新株予約権の行使期間内に全部又は一部の行使が行われない場合及び当社が取得した第11回新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少する。
---------------------------------	---

(中略)

(注) 1 本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由

(中略)

(2) 本新株予約権の商品性

本新株予約権の構成

(中略)

- ・第11回新株予約権の行使価額は、当初、条件決定基準株価又は下限行使価額のいずれか高い方の金額に設定されますが、第11回新株予約権の各行使請求の通知が行われた日以降、当該通知が行われた日の直前取引日の東証終値の91%に相当する価額に修正されます。但し、行使価額の下限(下限行使価額)は、第11回新株予約権の発行要項に従って条件決定日に決定されますが、修正後の価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額が修正後の行使価額となります。
- ・第12回新株予約権の行使価額は、条件決定基準株価の130%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額又は702円のいずれか高い方の金額に固定されますが、これは、株価の上昇に伴って第12回新株予約権の行使が開始されることを想定し、当社事業の成長・拡大に伴う将来の株価上昇時における当社の中長期的な資金調達を可能とするものです。

(中略)

割当予定先による本新株予約権の取得の請求

- ・割当予定先は、()行使可能期間の開始日以降、当該行使可能期間の最終日の1か月前応当日まで(当日を含む。)の間のいずれかの5連続取引日の東証終値の全てが、(a)条件決定基準株価が779円(発行決議日の直前取引日の東証終値)以上である場合は下限行使価額、(b)条件決定基準株価が779円(発行決議日の直前取引日の東証終値)を下回る場合は条件決定基準株価の60%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(但し、別記「1 新規発行新株予約権証券(第11回新株予約権) 新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号若しくは第(4)号又は「2 新規発行新株予約権証券(第12回新株予約権) 新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号若しくは第(4)号に掲げる事由が生じた場合には、同項の定めに基づいて調整した金額とし、以下「取得請求基準価格」といいます。)を下回った場合、()本新株予約権に係る行使可能期間の最終日の1か月前応当日の翌取引日以降、当該行使可能期間の最終日の15取引日前の日まで(当日を含む。)の期間、()当社が吸収分割若しくは新設分割につき当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した後、当該吸収分割若しくは新設分割の効力発生日の15取引日前までの期間、()当社と割当予定先との間で締結予定の買取契約に定める当社の表明及び保証に虚偽があった場合、又は()当該買取契約に定める禁止行為を行った若しくは割当予定先から要求される行為を行わなかった場合、当社に対して通知することにより、各本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、当該本新株予約権の発行要項に従い、各本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより残存する各本新株予約権を全て取得します。

(後略)

<訂正後>

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	<ol style="list-style-type: none"> 1 第11回新株予約権の目的となる株式の総数は1,800,000株、交付株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。以下同じ。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項に定義する。以下同じ。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、交付株式数は、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、第11回新株予約権の行使による資金調達額は増加又は減少する。 2 第11回新株予約権の行使価額の修正基準：第11回新株予約権の行使価額は、割当日の2取引日後の日以降、第11回新株予約権の各行使請求の通知が行われた日(以下「修正日」という。)の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値とし、以下「東証終値」という。)の91%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた金額(以下「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される(修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。) 3 行使価額の修正頻度：行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。 4 行使価額の上限：なし 行使価額の下限：第11回新株予約権の行使価額の下限(以下「下限行使価額」という。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(1)号乃至第(5)号による調整を受ける。)は、条件決定日の直前取引日の東証終値の50%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額である495円である。 5 交付株式数の上限：第11回新株予約権の目的となる株式の総数は1,800,000株(2026年3月31日現在の発行済株式数に対する割合は6.18%)、交付株式数は100株で確定している。 6 第11回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて第11回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)：896,472,000円(但し、第11回新株予約権の全部又は一部は行使されない可能性がある。)
--------------------------	--

(中略)

新株予約権の行使時の払込金額	<ol style="list-style-type: none"> 1 第11回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 第11回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、第11回新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「1 新規発行新株予約権証券(第11回新株予約権)」において「行使価額」という。)に交付株式数を乗じた金額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。 2 行使価額は、当初989円とする。但し、行使価額は、本欄第3項又は第4項に従い、修正又は調整されることがある。 3 行使価額の修正 <ol style="list-style-type: none"> (1) 割当日の2取引日後の日以降、第11回新株予約権の各修正日の直前取引日の東証終値の91%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた金額(修正日価額)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額(修正後行使価額)に修正される。 但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が下限行使価額を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。 (2) 前号により行使価額が修正される場合には、当社は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(2)号に定める払込みの際に、第11回新株予約権者に対し、修正後行使価額を通知する。
----------------	--

(中略)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金1,785,672,000円 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、上記金額は増加又は減少する。また、第11回新株予約権の行使期間内に全部又は一部の行使が行われない場合及び当社が取得した第11回新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少する。
---------------------------------	---

(中略)

(注) 1 本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由

(中略)

(2) 本新株予約権の商品性

本新株予約権の構成

(中略)

- ・第11回新株予約権の行使価額は、当初989円に設定されますが、第11回新株予約権の各行使請求の通知が行われた日以降、当該通知が行われた日の直前取引日の東証終値の91%に相当する価額に修正されます。但し、行使価額の下限(下限行使価額)は495円(条件決定日の直前取引日の東証終値の50%)であり、修正後の価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額が修正後の行使価額となります。
- ・第12回新株予約権の行使価額は、1,286円に固定されますが、これは、株価の上昇に伴って第12回新株予約権の行使が開始されることを想定し、当社事業の成長・拡大に伴う将来の株価上昇時における当社の中長期的な資金調達を可能とするものです。

(中略)

割当予定先による本新株予約権の取得の請求

- ・割当予定先は、()行使可能期間の開始日以降、当該行使可能期間の最終日の1か月前応当日まで(当日を含む。)の間のいずれかの5連続取引日の東証終値の全てが495円(但し、別記「1 新規発行新株予約権証券(第11回新株予約権) 新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号若しくは第(4)号又は「2 新規発行新株予約権証券(第12回新株予約権) 新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号若しくは第(4)号に掲げる事由が生じた場合には、同項の定めに基づいて調整した金額とし、以下「取得請求基準価格」といいます。)を下回った場合、()本新株予約権に係る行使可能期間の最終日の1か月前応当日の翌取引日以降、当該行使可能期間の最終日の15取引日前の日まで(当日を含む。)の期間、()当社が吸収分割若しくは新設分割につき当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した後、当該吸収分割若しくは新設分割の効力発生日の15取引日前までの期間、()当社と割当予定先との間で締結予定の買取契約に定める当社の表明及び保証に虚偽があった場合、又は()当該買取契約に定める禁止行為を行った若しくは割当予定先から要求される行為を行わなかった場合、当社に対して通知することにより、各本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、当該本新株予約権の発行要項に従い、各本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより残存する各本新株予約権を全て取得します。

(後略)

2 【新規発行新株予約権証券(第12回新株予約権)】

(1) 【募集の条件】

<訂正前>

発行数	2,000個
発行価額の総額	金96,000円 (本有価証券届出書提出日現在における見込額であり、発行価格に2,000を乗じた金額とする。)
発行価格	本新株予約権1個当たり金48円とするが、条件決定日において、別記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」に記載する方法と同様の方法で算定された結果が48円を上回る場合には、かかる算定結果に基づき決定される金額とする。
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	2026年6月5日から2026年6月9日までの間のいずれかの日とする。但し、条件決定日の15日後の日とし、当日が休業日の場合はその翌営業日とする。
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	岡本硝子株式会社 財務経理部 千葉県柏市十余二380番地
払込期日	2026年6月5日から2026年6月9日までの間のいずれかの日とする。但し、条件決定日の15日後の日とし、当日が休業日の場合はその翌営業日とする。
割当日	2026年6月5日から2026年6月9日までの間のいずれかの日とする。但し、条件決定日の15日後の日とし、当日が休業日の場合はその翌営業日とする。
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 亀戸支店 東京都江東区亀戸一丁目39番10号

(注) 1 本有価証券届出書による第12回新株予約権に係る募集については、2026年5月15日(発行決議日)開催の当社取締役会においてその発行を決議している。

(後略)

<訂正後>

発行数	2,000個
発行価額の総額	金116,000円
発行価格	金58円
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	2026年6月5日
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	岡本硝子株式会社 財務経理部 千葉県柏市十余二380番地
払込期日	2026年6月5日
割当日	2026年6月5日
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 亀戸支店 東京都江東区亀戸一丁目39番10号

(注) 1 本有価証券届出書による第12回新株予約権に係る募集については、2026年5月15日(発行決議日)開催の当社取締役会及び条件決定日開催の当社取締役会においてその発行及び発行条件等を決議している。

(後略)

(2) 【新株予約権の内容等】

<訂正前>

(前略)

新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 第12回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 第12回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、第12回新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「2 新規発行新株予約権証券(第12回新株予約権)」において「行使価額」という。)に交付株式数を乗じた金額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>2 行使価額は、条件決定日の直前取引日の東証終値の130%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額又は702円のいずれか高い方の金額とする。但し、行使価額は、本欄第3項に従い調整されることがある。</p>
----------------	--

(中略)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>金202,696,000円(本有価証券届出書提出日現在における見込額である。)</p> <p>別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項により、行使価額が調整された場合には、上記金額は増加又は減少する。また、第12回新株予約権の行使期間内に全部又は一部の行使が行われない場合及び当社が取得した第12回新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少する。</p>
---------------------------------	---

(後略)

<訂正後>

(前略)

新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 第12回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 第12回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、第12回新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「2 新規発行新株予約権証券(第12回新株予約権)」において「行使価額」という。)に交付株式数を乗じた金額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>2 行使価額は、<u>1,286円</u>とする。但し、行使価額は、本欄第3項に従い調整されることがある。</p>
----------------	--

(中略)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>金257,316,000円</p> <p>別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項により、行使価額が調整された場合には、上記金額は増加又は減少する。また、第12回新株予約権の行使期間内に全部又は一部の行使が行われない場合及び当社が取得した第12回新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少する。</p>
---------------------------------	---

(後略)

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<訂正前>

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,609,054,000	10,000,000	1,599,054,000

- (注) 1 払込金額の総額は、発行価額の総額に、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であります。
- 2 払込金額の総額の算定に用いた発行価額の総額は、発行決議日の直前取引日の東証終値等の数値を前提として算定した見込額です。実際の発行価額の総額は、条件決定日に決定されます。
- 3 払込金額の総額の算定に用いた本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額については、第11回新株予約権については発行決議日の直前取引日の東証終値、第12回新株予約権については1,013円(発行決議日の直前取引日の東証終値の130%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額)を当初の行使価額であると仮定し、全ての本新株予約権がそれぞれの当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。実際の当初の行使価額は条件決定日に決定され、また、行使価額が修正又は調整された場合には、調達する資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に全部又は一部の行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額及び差引手取概算額は減少します。
- 4 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、本新株予約権の価値評価費用及びその他事務費用(有価証券届出書作成費用、払込取扱銀行手数料、変更登記費用等)の合計であります。
- 5 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

<訂正後>

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,042,988,000	10,000,000	2,032,988,000

- (注) 1 払込金額の総額は、発行価額の総額に、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であります。
- 2 払込金額の総額は、全ての本新株予約権がそれぞれの当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達する資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に全部又は一部の行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額及び差引手取概算額は減少します。
- 3 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、本新株予約権の価値評価費用及びその他事務費用(有価証券届出書作成費用、払込取扱銀行手数料、変更登記費用等)の合計であります。
- 4 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(注) 2の全文削除並びに3、4及び5の番号変更

(2) 【手取金の使途】

<訂正前>

上記差引手取概算額1,599,054,000円につきましては、前記「1 新規発行新株予約権証券(第11回新株予約権)
(2) 新株予約権の内容等 (注) 1 (1)」に記載の内容を目的として、下記のとおり充当する予定であります。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
データセンター関連製品に係る新規設備投資資金	800	2026年7月～2029年6月
新導光体デバイスに係る新規設備投資資金	600	2026年7月～2029年6月
上記 及び の新規設備投資に起因する増加運転資金	199	2026年10月～2029年6月
合計	1,599	

(中略)

上記各資金使途に係る詳細につきましては、以下のとおりです。

データセンター関連製品に係る新規設備投資資金

昨今のデータセンターは、大手クラウドベンダーの生成AI開発等による技術革新やデジタル化の加速の影響を受け、サーバの高性能化と小型化による発熱量を抑えるための排熱が大きな課題となっていることから、光通信機器、サーバ電源等の排熱に対応する放熱基板へ対応する製品の需要は拡大していくものと考えております。これまで機能性薄膜・ガラス事業においてグリーンシート及びAIN基板等を新たに開発・販売を行ってまいりましたが、今後は製造設備強化を通じたデータセンター向けを中心としたデータサーバ向け放熱基板の供給能力の持続的な拡大、コストダウン及び付加価値向上による市場での優位性実現に向けて継続的な投資を行っていく方針です。

データセンターの建設等のAI関連投資は、今後とも世界経済成長のドライバーとして拡大していくと見ております。このため、放熱基板の製造能力の増強を加速度的に行う計画です。

具体的には加熱工程で使用する焼成炉⁸を新たに2機導入する他、当社グループ外に委託している工程の一部内製化のために必要な設備等を導入することを検討しております。

今回の設備投資により、放熱基板を製造できるラインが2ライン増加することを想定しており、現存の1ライン、第10回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行(2025年6月6日)及び行使により調達済みの資金で増設予定の2ラインと合わせて、合計5ラインでの生産体制を構築する予定です。

また、データセンターの建設の増加は、データセンター内のサーバ間の光ファイバー接続による高速・大容量通信に使われる光アイソレータの需要も増大させており、光アイソレータの部品である当社製の偏光子の需要も拡大しております。このため、データセンター等のデータサーバ間の光通信に使用される偏光子の製造能力の増強も加速度的に行う計画です。

具体的には、2025年11月に発注済みの1ライン分の製造装置に加えて、更に1ライン分の製造装置を発注し、2ライン分の製造装置増設を行います。現存の1ラインと合わせて、合計3ラインでの生産体制を構築する予定です。これに加えて偏光子生産の省人化のため、自動検査機を導入いたします。

上記の放熱基板製造装置2ライン分を新潟岡本硝子に導入すると共に、現存の1ラインを新潟岡本硝子へ移転し、また、偏光子製造装置2ライン分の増設及び偏光子の自動検査機を本社工場へ導入するため、2026年7月から2029年6月までに合計800百万円を充当する予定であります。

新導光体デバイスに係る新規設備投資資金

前記「1 新規発行新株予約権証券(第11回新株予約権) (2) 新株予約権の内容等 (注) 1 (1)」に記載のLED用新導光体デバイスは、2025年4月に稼働したガラス製造ラインで成型されますが、その後の加工は当初、グループ外に委託される予定です。LED用新導光体デバイスは、高効率で集光させることができる特長から今後の受注増が予想されるため、成型後のガラスの切断、研削、研磨工程を内製化することを計画しています。加えて、当社及び新潟岡本硝子にあるLED用新導光体デバイス等の製造工程において、センサーにより装置の稼働状況を認識、カメラにより作業員の動作・移動を認識し、リアルタイムで情報処理することで生産効率を向上させる等DX化を推進します。

上記のガラスの切断、研削、研磨の加工機の設備投資等及びDX化のため、2026年7月から2029年6月までに600百万円を充当する予定であります。

上記 及び の新規設備投資に起因する増加運転資金

上記 及び の新規設備投資を行うことで増産及び拡販に繋がり、在庫及び売掛金増加に伴う増加運転資金が必要となる見込みであることから、今回の調達資金の一部を充当する予定です。

今回の調達資金は、新規設備投資に起因する増加運転資金として2026年10月から2029年6月までに199百万円を充当する予定です。

8：加熱装置の一種で、部品や部材を加熱して結晶構造を変化させたり、焼結させたりする炉。

<訂正後>

上記差引手取概算額2,032,988,000円につきましては、前記「1 新規発行新株予約権証券(第11回新株予約権)
(2) 新株予約権の内容等 (注) 1 (1)」に記載の内容を目的として、下記のとおり充当する予定であります。

具体的な用途	金額(百万円)	支出予定時期
データセンター関連製品に係る新規設備投資資金	800	2026年7月～2029年6月
新導光体デバイスに係る新規設備投資資金	600	2026年7月～2029年6月
上記 及び の新規設備投資に起因する増加運転資金	632	2026年10月～2029年6月
合計	2,032	

(中略)

上記各資金用途に係る詳細につきましては、以下のとおりです。

データセンター関連製品に係る新規設備投資資金

昨今のデータセンターは、大手クラウドベンダーの生成AI開発等による技術革新やデジタル化の加速の影響を受け、サーバの高性能化と小型化による発熱量を抑えるための排熱が大きな課題となっていることから、光通信機器、サーバ電源等の排熱に対応する放熱基板へ対応する製品の需要は拡大していくものと考えております。これまで機能性薄膜・ガラス事業においてグリーンシート及びAIN基板等を新たに開発・販売を行ってきましたが、今後は製造設備強化を通じたデータセンター向けを中心としたデータサーバ向け放熱基板の供給能力の持続的な拡大、コストダウン及び付加価値向上による市場での優位性実現に向けて継続的な投資を行っていく方針です。

データセンターの建設等のAI関連投資は、今後とも世界経済成長のドライバーとして拡大していくと見ております。このため、放熱基板の製造能力の増強を加速度的に行う計画です。

具体的には加熱工程で使用する焼成炉⁸を新たに2機導入する他、当社グループ外に委託している工程の一部内製化のために必要な設備等を導入することを検討しております。

今回の設備投資により、放熱基板を製造できるラインが2ライン増加することを想定しており、現存の1ライン、第10回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行(2025年6月6日)及び行使により調達済みの資金で増設予定の2ラインと合わせて、合計5ラインでの生産体制を構築する予定です。

また、データセンターの建設の増加は、データセンター内のサーバ間の光ファイバー接続による高速・大容量通信に使われる光アイソレータの需要も増大させており、光アイソレータの部品である当社製の偏光子の需要も拡大しております。このため、データセンター等のデータサーバ間の光通信に使用される偏光子の製造能力の増強も加速度的に行う計画です。

具体的には、2025年11月に発注済みの1ライン分の製造装置に加えて、更に1ライン分の製造装置を発注し、2ライン分の製造装置増設を行います。現存の1ラインと合わせて、合計3ラインでの生産体制を構築する予定です。これに加えて偏光子生産の省人化のため、自動検査機を導入いたします。

上記の放熱基板製造装置2ライン分を新潟岡本硝子に導入すると共に、現存の1ラインを新潟岡本硝子へ移転し、また、偏光子製造装置2ライン分の増設及び偏光子の自動検査機を本社工場へ導入するため、2026年7月から2029年6月までに合計800百万円を充当する予定であります。

新導光体デバイスに係る新規設備投資資金

前記「1 新規発行新株予約権証券(第11回新株予約権) (2) 新株予約権の内容等 (注) 1 (1)」に記載のLED用新導光体デバイスは、2025年4月に稼働したガラス製造ラインで成型されますが、その後の加工は当初、グループ外に委託される予定です。LED用新導光体デバイスは、高効率で集光させることができる特長から今後の受注増が予想されるため、成型後のガラスの切断、研削、研磨工程を内製化することを計画しています。加えて、当社及び新潟岡本硝子にあるLED用新導光体デバイス等の製造工程において、センサーにより装置の稼働状況を認識、カメラにより作業員の動作・移動を認識し、リアルタイムで情報処理することで生産効率を向上させる等DX化を推進します。

上記のガラスの切断、研削、研磨の加工機の設備投資等及びDX化のため、2026年7月から2029年6月までに600百万円を充当する予定であります。

上記 及び の新規設備投資に起因する増加運転資金

上記 及び の新規設備投資を行うことで増産及び拡販に繋がり、在庫及び売掛金増加に伴う増加運転資金が必要となる見込みであることから、今回の調達資金の一部を充当する予定です。

今回の調達資金は、新規設備投資に起因する増加運転資金として2026年10月から2029年6月までに632百万円を充当する予定です。

8：加熱装置の一種で、部品や部材を加熱して結晶構造を変化させたり、焼結させたりする炉。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

<訂正前>

当社は、本新株予約権の発行決議日付で、2026年3月期決算短信及び中期経営計画を公表しております。当社は、既存株主の利益に配慮した公正な発行条件の決定という観点から、かかる公表に伴う株価への影響の織り込みのため、発行決議日時点における本新株予約権の価値と条件決定日時点における本新株予約権の価値を算定し、高い方の金額を踏まえて本新株予約権の払込金額を決定する予定です。

上記に従って、当社は、発行決議日時点の本新株予約権の価値を算定するため、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計(東京都千代田区紀尾井町4番1号、代表者：山本 顕三、以下「赤坂国際会計」といいます。)に依頼いたしました。赤坂国際会計は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結予定の買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて、本新株予約権の価値評価を実施しております。また、赤坂国際会計は、評価基準日(2026年5月14日)の市場環境や割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提(当社の株価(779円)、ボラティリティ(79.7%)、予定配当額(0円/株)、無リスク利率(1.6%)及び市場出来高を含みます。)を想定して評価を実施しております。当社は、当該評価を参考にして、発行決議日時点の本新株予約権1個当たりの払込金額を、第11回新株予約権につき231円、第12回新株予約権につき48円(赤坂国際会計による評価と同額)と決定しました。なお、当社及び当社監査役による本新株予約権の発行に係る有利発行性の判断は、条件決定日において本新株予約権の払込金額を最終的に決定する際に行いますが、当社は、本新株予約権の払込金額の決定方法は、既存株主の利益に配慮した合理的な方法であると考えており、また、当社監査役3名全員(うち社外監査役2名)から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、当該決定方法に基づき本新株予約権の払込金額を決定するという取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められないという趣旨の意見を得ております。

<訂正後>

当社は、本新株予約権の発行決議日付で、2026年3月期決算短信及び中期経営計画を公表しております。当社は、既存株主の利益に配慮した公正な発行条件の決定という観点から、かかる公表に伴う株価への影響の織り込みのため、発行決議日時点における本新株予約権の価値と条件決定日時点における本新株予約権の価値を算定し、高い方の金額を踏まえて本新株予約権の払込金額を決定いたしました。

上記に従って、当社は、発行決議日時点及び条件決定日時点における本新株予約権の価値を算定するため、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計(東京都千代田区紀尾井町4番1号、代表者：山本 顕三、以下「赤坂国際会計」といいます。)に依頼いたしました。赤坂国際会計は、両時点の各本新株予約権の価値について、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結予定の買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて、本新株予約権の価値評価を実施しております。また、赤坂国際会計は、発行決議日時点の本新株予約権の価値について、評価基準日(2026年5月14日)の市場環境や割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提(当社の株価(779円)、ボラティリティ(79.7%)、予定配当額(0円/株)、無リスク利率(1.6%)及び市場出来高を含みます。)を想定して評価を実施しております。当社は、当該評価を参考にして、発行決議日時点の本新株予約権1個当たりの払込金額を、第11回新株予約権につき231円、第12回新株予約権につき48円(赤坂国際会計による発行決議日時点における評価と同額)と決定しました。さらに、当社は、株価変動等諸般の事情を考慮の上で2026年5月21日を条件決定日としました。赤坂国際会計は、条件決定日時点の本新株予約権の価値について、評価基準日(2026年5月20日)の市場環境や割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提(当社の株価(989円)、ボラティリティ(79.7%)、予定配当額(0円/株)、無リスク利率(1.7%)及び市場出来高を含みます。)を想定して評価を実施しております。当社は、当該評価を参考にして、条件決定日時点において想定される本新株予約権1個当たりの払込金額を、第11回新株予約権につき304円、第12回新株予約権につき58円(赤坂国際会計による条件決定日時点における評価と同額)と決定しました。その上で、両時点における各本新株予約権の払込金額を比較し、より既存株主の利益に資する払込金額となるように、最終的に本新株予約権1個当たりの払込金額を、第11回新株予約権につき304円、第12回新株予約権につき58円と決定しました。当社は、本新株予約権の特徴や内容、本新株予約権の行使価値の水準、第三者評価機関による本新株予約権の価値の評価結果を助案の上、これらを総合的に検討した結果、本新株予約権の払込金額の決定方法及び本新株予約権の払込金額は、既存株主の利益に配慮した合理的な方法であると考え、本新株予約権の発行が有利発行に該当しないものと判断いたしました。また、当社監査役3名全員(うち社外監査役2名)から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、以下の各点を確認し、本新株予約権の発行条件が有利発行に該当しない旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められないという趣旨の意見を得ております。

- () 本新株予約権の発行においては、新株予約権の発行実務及び価値評価に関する知識・経験が必要であると考えられ、赤坂国際会計がかかる専門知識・経験を有すると認められること
- () 赤坂国際会計と当社との間に資本関係はなく、また、同社は当社の会計監査を行っているものでもないのに、当社との継続的な契約関係が存在せず、当社経営陣から一定程度独立していると認められること
- () 当社取締役がそのような赤坂国際会計に対して本新株予約権の価値評価を依頼していること
- () 赤坂国際会計から当社実務担当者及び監査役への具体的な説明が行われた上で、評価報告書が提出されていること
- () 本新株予約権の発行に係る決議を行った取締役会において、赤坂国際会計の評価報告書を参考にしつつ当社実務担当者による具体的な説明を踏まえて検討が行われていること
- () 本新株予約権の発行プロセス及び発行条件についての考え方並びに新株予約権の発行に係る実務慣行について、当社法律顧問から当社の実務担当者に対して説明が行われており、かかる説明を踏まえた報告が実務担当者から本新株予約権の発行を担当する取締役になされていること